

イングランド&ウェールズにおける外弁制度について

2015年4月23日

崎村 令子

1. **弁護士制度全般について**
 イングランド&ウェールズにおいてはソリシター(Solicitor、事務弁護士)とバリスター(Barrister、法廷弁護士)の資格があるが、以下においてはソリシターの資格に関し記す。
- 1.1 **弁護士資格を取得するための要件**
 - 1.1.1 **一定の教育課程を修了していることの要否**
 実質的には必要(1.1.2 参照)
 - 1.1.2 **司法試験の受験資格**
 以下のうち1つの要件を満たしていること
 - (a) 認定大学法学部卒業(且つ、必修科目履修)+Legal Practice Course (LPC)(LPC中の試験が「司法試験」となる)
 - (b) 大学法学部以外卒業+Common Professional Examination(CPE)／Graduate Diploma in Law(GDL)+LPC
 - (c) 公認法律専門職員協会(Chartered Institute of Legal Executives (CILEx))免状+CPE/GDL+LPC。CILExルートにはGeneral Certificate of Secondary Education(GCSE)4科目以上の単位が通常必要
 - (d) 外国法資格+Qualified Lawyers Transfer Scheme(QLTS)
 - 1.1.3 **司法試験合格後の研修・実務経験等の要否**
 1.1.2(a)、(b)、(c)(一部ルート以外)は必要(フルタイム=2年間)。通常は法律事務所にてトレイニー(trainee solicitor)として実務の経験を積む。加えて、職業技能研修(Professional Skills Course)の受講が必要
 (1.1.2(d)は不要)
 - 1.1.4 **司法試験の合格率**
 LPC:受験者の75%(2009)。ただし、資格取得には実務経験が必要
 (2011-2012に学生としてSRAに登録した人数は8,095名(通常はLPC入学時に登録する)。2012-2013にトレイニーとして登録されたのは5,302名)
- 1.2 **外国の弁護士資格を有する者が、国内の弁護士資格を取得する場合の特例措置(要件の軽減、簡易な試験等)の有無**
 有り(QLTS)
- 1.3 **特例がある場合は、その要件**
 - (a) SRAによって承認された外国弁護士資格の所持
 - (b) QLTS(多肢選択式テスト+実務テスト)の受験
- 1.4 **弁護士に対する監督方法(懲戒の実施主体、懲戒の手続き、懲戒の種類等)**
 - (a) 実施主体: Solicitors Regulation Authority(SRA)、Solicitors Disciplinary Tribunal(SDT)
 - (b) 手続き・種類:
 SRA:事務所の認可取消、弁護士の免許取消・条件適用、処分(罰金、叱責、懲戒)、SDTへの照会
 SDT:公判
- 1.5 **弁護士資格を有する者以外による法律事務の取扱いの可否**
 取扱可。ただし:
 - (a) 「solicitor」又は「barrister」の肩書の使用は当該資格保持者以外は不可
 - (b) 訴訟関連、一部の国内不動産・相続関連の法律事務は資格保持者以外は不可
 - (c) 資格保持者以外による移民関連法律事務の提供は別途登録が必要
- 1.6 **取扱いが可能である場合は、その要件及び取り扱うことができる法律事務の範囲**
 1.5 参照

2. **外弁制度について**
- 2.1 **外国の弁護士資格を有する者が、国内の弁護士資格を取得することなく国内で法律事務を取り扱うことの可否**
 取扱可。特に登録等の義務はない。ただし、ソリシターとパートナーシップを形成する場合や法律事務所の「経営者(manager)」又は「所有者(owner)」となる場合は、Registered Foreign Lawyer(RFL)として登録する必要がある。その他、EU各国の弁護士は Registered European Lawyers(REL)として登録が可能
- 2.2 **取扱いが可能である場合は、その要件及び取り扱うことができる法律事務の範囲**
 資格保有等の要件はなし。範囲等に関しては 1.5 参照。RFL の登録に関しては、SRA によって承認された外国弁護士業の会員である必要がある
- 2.3 **特に職務経験要件について以下の点**
- 2.3.1 **要求される経験の内容(弁護士としての資格に基づき、自己の名前と責任において法律事務を受任する業務に限られるか)**
 なし(ただし、範囲等に関しては 1.5 参照)。
- 2.3.2 **経験年数**
 なし
- 2.3.3 **職務経験を積む場所についての限定(国外での経験に限られるか)**
 なし
- 2.3.4 **職務経験要件を設けている趣旨・目的**
 なし
- 2.4 **外弁の登録人数**
 Registered Foreign Lawyers: 2,138 名、Registered European Lawyers: 431 名(2015 年 3 月)
 (参考:全 Solicitor 数:166,737 名、開業 solicitor 数:131,518 名)
- 2.5 **外弁に対する監督方法(懲戒の実施主体、懲戒の手続き、懲戒の種類等)**
 基本的には外弁の原資格法の規制機関に任せられる。RFL、REL は SDT の管轄下にもなる
- 2.6 **外弁と弁護士に認められる権利・義務の異同(押収等拒絶権、秘密保持義務、弁護士会照会等)**
 特になし

※ 上記で「外弁」とは、「外国で取得した弁護士資格に基づき、国内の弁護士資格を取得することなく国内で法律事務を取り扱うことが認められている者」をいう。